

1988. 3

249 (1077)

<翻 訳>

エミール・デュルケーム (Ⅲ)

(1858 — 1917)

I・M・ツアイトリン 著

山 田 隆 夫 訳

職業倫理と市民道徳

サン・シモンが、新しい現世の宗教を要求したように、デュルケームは、今や、新しい現世の道徳を要求し始めた。彼が年齢をとるにつれて、しだいに有力になっていった主題——利他主義の必要性和利己主義の個人的、社会的危険性——が、つぎの引用文にすでに表現されている。彼は書いている。「われわれは、自己を束縛し、拘束するという性向を生まれながらにもっているものではない。もしわれわれが、道徳には不可欠であるこの拘束を自分自身に課するようつねに仕向けられていないとすれば、どうしてこの習慣を身につけるようになるだろうか。もし、われわれの生活時間のほぼすべてがあてられている職業のなかで、はっきりした自分の利益という準則以外の準則に従わないとすれば、無私、献身、犠牲などへの志向をどうして身につけるようになるであろうか。」^⑩ (p. 12 訳 46頁)。雇用主も労働者も、「かれの上にあってそのエゴイズムを抑制するものが何ひとつないから、かれらは何らの道徳的規律にも従わず、したがってこの種の規律をもたずに済ませているのである。」(p. 12 訳 46—47頁)。道徳的水準は、高められなければならない。「そうすれば、〔経済生活〕を混乱させている諸葛藤は終焉せしめられる。……もっとも一般的に生じる主要な状況を考慮に入れ、たんに一般的かつ漠然たる形においてではなく、正確かつ詳細に、労働者の一人一人にかれの権利と義務を教えるような諸規則が存在しなければならない。」(p. 12 訳 47頁)。雇用主も労働者も、かれらの個々の集団内において、かれらの特殊で利己的な利害に拘束を課さなけ

ればならない。彼等は、全体の利益を見なければならぬ。そしてその時に、葛藤は減少し、緩和されるであろうし、それに応じて、社会の連帯は高められるであろう。

結局、この著書で、デュルケームが示唆しようとしているのはつぎのことであろう。富の私的な相続制度は廃止され、富は、職業組織〔同業組合〕の当局に引き渡されなければならないということである。——マルクスが生産手段の共有についていっているものの、デュルケーム版といえるものであろう。しかし、マルクスにとって、生産手段の共有は、階級の廃止に進んでいったが、デュルケームの図式では、サン・シモンのそれと同じように、階級は、全く完全に残ってしまっている。デュルケームは、階級制度のもとであっても、真の社会的道徳を発展させることは可能であると信じていた。彼はギルド〔同業組合〕を復活させ、再組織したいと欲した。そうすれば、「経済活動のなかに個人の観念や欲求とは異った観念や欲求が侵透するようになるからである。」その理由は、「経済活動が社会化されなければならないからである。」(p. 26 訳 63頁)。彼は、大きな構造的な不平等がまだ残っていても、何とか、「人びとの精神を一体化させること」を欲した。「経済生活の道徳的水準が高められるためには、同業組合体制は、必要不可欠であるからである。」(p. 27 訳 63頁)。

それゆえ、主要な問題と課題は、構造ではなくて、道徳であった。デュルケームは、一方では、制度的な不平等に注目していたが、彼は確信していた。構造的改革の後ですら、「無政府状態が続くであろう。なぜなら、くりかえしていうことになるが、この状態が生じているのは、〔あれこれの事物(生産手段)〕があるところであって、別のところにはないからではなくて、こうした事物にかかわる活動が規制されていないからである。」(p. 31 訳 65頁)。合理的計画とか相互理解とかは、基礎的な不平等が廃止されたあとになってはじめて、必要になってくるのではなかろうか。何故いま直ちに、誰でも道徳水準を高めることを始めないのかということか。デュルケームは、次のことを、理解していなかったし、おそらく、理解しようとしなかったであろう。すなわち、現存の不平等な条件では、あらゆる人々に同じ道

徳的宣託を説教することは、不利な立場にいるものへの、服従の道徳を説教することを意味するということこれである。

興味あることは、この著書では、同業組合的な職業組織内での、諸階級の個々の役割と諸階級とに対するデュルケームの態度が、晩年にはっきりしてきたほどには、明確でないことである。『職業倫理』刊行後、数年たって書かれた、『社会分業論』第二版の序文で、彼は大組織〔同業組合〕内での、ある程度の被雇用者の自律の必要性を理解した。しかしながら、彼は『職業倫理』では、この点が、まだ確かではなかった。雇用主と労働者とは、サン・シモン流の、同じ職業集団に表現されている「産業に従事する職員のカテゴリー」としてのみ取扱われている。この段階で、デュルケームは、雇用主にも労働者にも、「すくなくとも、両者の利害が明白に対立している以上、」(p. 39 訳 73 頁) 別個の独立した選出団体を持たねばならないのではなからうかと思っていたにすぎない。

デュルケームの『市民道徳』に関する論議では、彼の社会概念は、古典的で保守的な立場で表現される。政治社会、または、国家とは、「ある同一の権威に服する相当数の二次的社会集団の結合によって構成され、他の正規に構成されたいかなる上位の権威にも服さない一社会である。」(p. 45 訳 79 頁)。さらに、「国家が思惟し、決定を下すとき、国家を通じて社会が思惟し、決定を下しているのだといっではならず、国家が社会のために思惟し、決定を下しているのだといわなければならない。」(p. 49 訳 84 頁)。国家の主要な機能は、思惟することである。ヘーゲルとほとんど同じ表現で、デュルケームは書いている。国家の「表象は、その高い意識性、高い反省度によって、他の集合表象とは区別される。」(p. 50 訳 85 頁)。そして、どういうわけか、逆説的であるが、異常な事例は例外であるにしても、「国家が強力であればあるほど、いっそう個人が尊重されるようになる。」(p. 57 訳 93 頁) ことになる。

デュルケームの思惟のこの段階では、個人は、必ずしも全面的に、埋没してしまっていない。彼は、国家権力はもし抑止されないなら個人を圧制できるということを認識している。他方で、二次的集団の権力は拘束さ

れなければならない。というのは、さもないと、この二次的集団の権力もまた、「その成員を手中に収めたり、かれらを思うがままに形成・陶冶することができるからである。」(p. 62 訳 98頁)。そこで、国家は、二次的集団による個人の吸収を防止しなければならないし、さらに、「それらの部分社会に、かれらが唯一のものではないこと、かれらの法の上位にもひとつの法があることを教えなければならない。国家は、それゆえ、部分的社会の生活に侵透し、それらの活動の仕方を監視・統御しなければならず、このためにまた、その分枝をあらゆる方向に伸ばしていかなければならない。」(p. 65 訳 101頁)。同時に、今度は、二次的集団は、国家に対して、国家の法外な拡張を抑止することで、拮抗力として役立つようになる。こうして、種々の二次的集団は、「個人の解放に不可欠な条件のひとつなのである。」(p. 63 訳 99頁)。

因みに、デュルケームが、個人の解放についてかたるとき、個人の解放は、彼が心中に抱いているカント的概念ではない。彼は個人の自由を道徳的命令にするつもりはなかった。——すくなくとも、現実の、具体的な、切れば血のどる個人にしてしまうつもりではなかった。デュルケームにとって、個人とは、集団に埋没している抽象であって、当然、**社会 (= 国家)** に従属している。これは、『社会学的方法の基準』の「方法的専制」に終ってしまうイデオロギーである。デュルケームは書いている。「国家が発展させようとしているのは、あれこれの個人ではなくて、われわれのいずれとも同一視できない個人一般である。」、国家の基本的義務は、「個人を次第に道徳的存在にみちびいていくこと」である。(p. 69 訳 106頁)。結局、デュルケームは、ヘーゲルの結論にゆきついている。「今日、およそ現存するもののうちでもっとも上位にある組織された社会は、国家である。世界国家信仰の若干の形態、または、世界パトリオチズムは、それ自体、利己的な個人主義とかなり近いものである。それは既存の道徳律を告発するという効果をあげるが、より高い価値をもつ別の道徳律を創造はしない。」(訳 111頁)。結局は、このことこそが、正義の原理に従って、パトリオチズムをきちんと定義するという彼の努力にもかかわらず、第一次世

界大戦で、デュルケームをして、フランスの観点を究極的に擁護するところに導いていった世界観であった。他方、彼の親友であり、社会主義者であったジョーレスは、かかる戦争の愚かさと惨禍を暴露したので暗殺されてしまった。

同じく、自由と自律とは、デュルケームにとって、個人を抑圧したり、拘束したりした種々の社会形態を除去したり、廃絶したりする過程ではなく、むしろ、既存の事実に基づく秩序に従うことであった。彼は書いている。「人間にとって自律的であるとは、かれが従わなければならない必然性を理解し、その理由をよく知ったうえで受け入れることである。われわれは、ものごとの法則を、現にある法則とは別のものに変えることはできない。しかしわれわれは、ものごとの法則を思惟することによって、つまり思考によってそれをわがものとすることによって、それらから解放されよう。これこそが、民主政の道徳的な卓越性をなすものである。」(p. 91 訳 129 頁)。さらに、デュルケームの民主政観では、個人は国家に危険をなす。はやい時期には、彼は、二次的集団の機能は、国家から個人を保護することであるとわれわれにいつてきた。ところが今や、彼は、われわれに教えている。「二次的集団はまた国家が個人から十分解放されるためにも必要であることがわかる。」(p. 96 訳 134 頁)。あとで見るように、これこそが、デュルケームにとって、後期著作のなかで、はるかに優勢な関心事になっている。

しかしながら、デュルケームは、『職業倫理』で、財産、財産権、そして契約を議論し、結論において、正義の問題と、社会制度がいかに正義を妨害しているかという問題とに、たちかえる。相続と、契約による交換とは、二つの主要な財産の獲得方法である。そして、デュルケームは、歴史的な分析の手段によって、遺産相続は、「今日の慣習には根拠をもたない古い思想と慣行とに結びついている。」(p. 174 訳 215 頁) ことを証明しようと試みる。「所有の取得される二つの主要な方式のうち遺産相続の重要度がますます減じてゆく運命にあることだけは十分証明されている。」(p. 175 訳 216 頁)。さて、残ったものは契約である。そして、契約がその

もとで締結される諸条件は、はたして正義でありうるかどうか。

契約とは、相互の権利と義務とを明記する二個の主体間の法律的一道徳的約束である。デュルケームはいう。一般的には、「一方の権利と他方の権利」とがある。(p. 176 訳 217頁)。しかしながら、彼は、直ちに追加していう。「つねに必ずしもこの相互性がみとめられるわけではない。奴隷は法的にはその主人に結びつけられていても、後者に対しては権利をもっていない。」(p. 176 訳 217頁)。こうして、デュルケームは、彼の知的発展のこの段階では、基本的であるようにみえた論争点にたちかえる。すなわち、ある「契約」は、社会的に不平等な個体の中に締結される。ここでは、一方は支配し、他方は奉仕する。そして、後者は奉仕するかさもなくば死ぬか以外の選択はありえない。かかる契約は、はたして正義でありうるだろうか。たとえば、「その価値がより高い道徳的権威」によって裁可されているにしてもである。デュルケームは、この問題にたいして、明白に否と答える。

デュルケームは、制度としての契約の発展を追跡して、善意 (bona fide) の合意の契約は、「相互の合意によるものでなければ、誠実なものありえない。」(p. 203 訳 247頁) ことを示している。しかし、合意は、「自由意志によってなされたときにのみ真の合意となり、すなわち合意する人々を真にかつ絶対的に結びつける。およそ契約当事者の自由を減ずるものはすべて、契約の強制力をも減ずる。」(p. 203 訳 247頁)。デュルケームは、この議論を発展させたが、その時々、その例証において、彼がマルクスの観点に、いかに緊密に接近してすすめてきたかがわかる。「この原則と、契約が意志にもとづくものでなければならぬとする原則は混同されてはならない。というのは、たとえば、私は、自分のなしたように契約を結ぶ意志を完全にもったとして、それでいて拘束的、強制的にしか契約を結ぶことができなかつたとしよう。このとき、私は自らの同意する諸義務を欲するわけであるが、私がそれらを欲するのは、ある圧力が自分の上に行使されているからである。このような場合、合意は無効であり、したがって契約は無効であるとされる。」(p. 204 訳 247頁)。こうし

て、契約は、人がそれを主観的に意欲したというだけでは、正義とみなすことはできない。決定的なことは、彼が一定の契約的な関係に入りこむのに、抵抗するどれだけ多くの自由と力とを持っているかということである。それゆえ、契約は、主観的意欲だけでなく、それがなされる客観的条件に関係して、拘束力があるのかどうか、依拠しているのかいないのかである。

「もし、直接、間接の拘束によって押しつけられる契約が、義務とならないならば、意志が合致したさいのその意志の状態のためではない。むしろそれは、そのようにして生ずる義務が契約当事者の上に必然的にもたらす諸結果のゆえである。じっさい、かれを拘束している手続を、かれがもっぱら外部からの圧力のゆえに履行したとすれば、そして合意が、かれにとって無理矢理になされたものであるとすれば、その合意はかれの利益に反するものであったということであるし、'衡平の一般的原則にのっとってかれのなした正当な要求にも反していたということである。そのような暴力行使の拘束は、その目的および結果として、手ばなしたくなかったものを譲渡させ、欲していなかったことを行なわせ、あるいはさらに、欲していなかった条件のもとであれを譲渡せしめ、これをなさしめるばかりである。このようにして押しつけられる刑罰や苦痛は、かれのこうむる必要のなかったものである。」(訳 250頁)。

このような契約は、ますます無効であると見なされると、デュルケームは観察している。そして、「それは、契約の義務を規定する原因が、義務を課される当の主体の外部にあるからでは決してなく、むしろその契約によってかれに不当な損害が生じているからである。一言にしていえば、この契約が不正なものであるからである。」(訳 251頁)。契約は、それが、「当事者の一方を搾取するたんなる手段でないならば」(訳 251頁)、道徳的で衡平とみなされる。関係当事者の客観的な結果——当事者の形式的、主観的な同意ではなくて——のみが、契約の衡平 (a just contract) の真の基準を形成しなければならない。

この点では、デュルケームは、『職業倫理と市民道徳』の最後の章で、マ

ルクスと社会主義者たちへの一時的譲歩か、収束かを思わせる証拠にみえるかもしれない、一定の結論を社会階層と社会階級からひきだしている。デュルケームが選びだしたのは、やはり、「社会の衡平な関係」(訳 257頁)にたいする「最大の障害」としての相続制度である。

「ところで、〔とデュルケームは書いている。〕相続制度とは、出生からして富める者と貧しい者が存在することを含意するものである。すなわち、社会のなかには、二大階級——なお、それらはあらゆる種類の間階級によって結びつけられてはいるが——が存在し、その一方は、生存するために、その値がどれほどであろうと他方から提供されるものを受けとらなければならないのに対して、他方の階級は、自ら自由にしうる資産のゆえにそうしたものを提供されなくともすむし、その資産は、前者の階級が提供し、かつ自分で享受するサービスから独立している。社会のうちにこのようにはっきりした対立が存在しているかぎり、多少気の利いた弥縫策で契約の不公平を減ずることはできようが、一般的にいて、契約制度は公正たることをゆるされないような条件の下で機能することになる。」(p. 213 訳 258頁)。

デュルケームとマルクスは、どこで違っていたのか。それは、社会変動がどのようにして発生するかに関する観点のちがいであった。社会変動を、階級矛盾(class conflict)の機能(働らき)と考えるマルクスと違って、デュルケームは、それを、集合的道德意識(collective moral conscience)の漸次的進化の結果と考えた。しかしながら、一つの重大な改革は、直接に可能であった。この重大な改革は、たちまち不平等の基本的源泉を根絶するであろうし、さらに、質的に新しい正義の段階を造りだすであろう。「その第一の改革は、いまからでもほとんど即時実現に移すことができる。それは、遺言なし(ab intestat)の相続、直系卑属にみとめられている義務的な相続を廃止することである。」(p. 216 訳 261頁)。ところで、誰がこの富を相続するのか。デュルケームは、さきにすでに記録しておいたとおり、職業集団(occupational corporation)が、この機能の実現にもっともふさわしいと考えていた。彼は、こうして、社会主義者のように、財産

と富との社会化の必要性を見ている。しかし、彼の意見では、職業的諸集団は、「経済的秩序において、いわば家族の相続者となるべくあらゆる必要な条件を充たすであろう。」（p. 218 訳 263頁）というのである。

しかし、デュルケームは、さらに前進しようとしている。相続の廃止の後ですら、不平等は残るであろう。——才能と知識の相違がこれである。これらの価値の不平等はまた、偶然であるということではできないのであろうか。

「一人の人間が富裕で家柄の高い人物から生まれたがゆえに、社会的によりよき待遇が与えられることは公正にもとるように思われる。では、きわめてめぐまれた精神的条件の下に、きわめて知的な父親から生まれた一人の人間が社会的によりよき待遇が与えられることは、より公正なことであろうか。愛の道德の領域がここからはじまる。愛、それは、これら最後の不平等の議論をものりこえて、遺産相続の最後の形式たる精神的遺産の移譲を個人的才能とみなすことを打消し、否定してしまうにいたる人間的共感である。ところで、このことは、正義の頂点以外のなにものでもない。」（p. 220 訳 265頁）。

ところで、これは、デュルケームが『職業倫理と市民道德』の終章に書いた覚え書である。しかしながら、彼がもはや立ちかえらない覚え書である。

注

- ⑦ Émile Durkheim, *Professional Ethics and Civic Morals* (London : Routledge and Kegan Paul Ltd., 1957, P. 12 (以下の引用は、このテキストのページ数でおこなわれている。日本語訳は、このタイトル、『職業倫理と市民道德』では刊行されていないのではなかろうか。だが、Émile Durkheim: *Leçons de Sociologie*, エミール・デュルケーム, 宮島喬・川喜多喬訳, 『社会学講義——習俗と法の物理学』, みすず書房, 1974・8・30がこの『職業倫理と市民道德』と内容的に同じである。この翻訳では、この日本語訳の頁数を、参考のために記入した。

この「エミール・デュルケーム（Ⅲ）」は、Irving M. Zeitlin, Indiana

University, IDEOLOGY AND THE DEVELOPMENT OF SOCIOLOGICAL THEORY の PART IV, Chapter 15. Émile Durkheim の Professional Ethics and Civic Morals の節の訳である。この15章は

Durkheim and Saint-Simon	P. 236
The Division of Labor in Society	P. 242
Professional Ethics and Civic Morals	P. 252
Education and Sociology	P. 257
Moral Education	P. 266
The Rules of the Sociological Method	P. 267
Suicide	P. 271
Elementary Form of Religious Life	P. 276

以上の諸節から成り立っている。漸次訳出されるであろう。

I・M・Zeitlin のこの本は、PART I～PART IIIまでは、『社会学思想史—イデオロギーと社会学理論の発展—』(上)として、風媒社版にて訳出されている。PART IVの MAX WEBER, VILFREDO PARETO, GAETANO MOSCA の章は、それぞれ『阪南論集, 社会科学篇第17巻3号～第18巻2号』と、『阪南論集, 人文・自然科学篇18巻1号～3号』そして、『阪南論集, 人文・自然科学篇19巻2号』また『中京大学・教養論叢第26巻第3号』に訳出されている。さらに Robert Michels の章は、『中京大学・教養論叢第26巻第3号』にて、また15章 Émile Durkheim の第一節 Durkheim and Saint-Simon は、『中京大学・教養論叢第27巻第3号(通巻76号)』に、そして、同15章の、第二節 The Division of Labor in Society は、『中京大学・教養論叢第28巻第1号(通巻78号)』にて訳されている。

IDEOLOGY AND THE DEVELOPMENT OF SOCIOLOGICAL THEORY by Irving M. Zeitlin, Original English Language Edition Published by Prentice-Hall Inc., Englewood Cliffs, New-Jersey, U. S. A. Copyright © 1968 by PRENTICE-HALL, Inc. Japanese translation rights arranged with Prentice-Hall Inc. New Jersey through Carlos E.

Tuttle Inc., Tokyo.

目次

序

第Ⅰ部 啓蒙

一 啓蒙——哲学的根拠

二 モンテスキュー

三 ルソー

第Ⅱ部 大革命後の思想

四 ロマン的・保守的反動

五 ボナールとメーストル

六 サン・シモン

七 オーギュスト・コント

第Ⅲ部 マルクスの流れ

八 哲学の方向

九 社会哲学から社会理論へ

十 マルクスの疎外労働の社会学

第Ⅳ部 マルクスの亡霊との闘争

十一 マックス・ウェーバー

十二 ヴィルフレド・パレート

十三 ガエターノ・モースカ

十四 ロベルト・ミヒェルズ

十五 エミール・デュルケーム

十六 カール・マンハイム

エピローグ